

# 不法占用物等除却業務委託仕様書

## 1. 業務の内容

- (1) 道路区域内の不法占用物等の除却及び運搬。
- (2) 道路区域にはみ出し、一般の通行に支障を及ぼしている樹木等の除却及び運搬。
- (3) 屋外広告物法及び明石市屋外広告物条例に違反して道路等に表示され又は放置されているはり紙、はり札、のぼり及び立看板等並びにこれらを取り付けているひも、針金類（以下「違反広告物等」という。）の除却及び運搬。

## 2. 業務の実施箇所

- (1) 除却及び運搬する不法占用物等及び樹木等については、明石市道、委託者管理の法定外道路とする。
- (2) 除却及び運搬する違反広告物等については、明石市道、委託者管理の法定外道路並びに明石市内の国道及び県道のうち、委託者が指定する区域内に所存するもの又は指定する路線とする。

## 3. 業務の実施方法

- (1) 受託者は、委託者が交付する「不法占用物等除却業務指示書」に基づき不法占用物等除却業務（以下「作業」という。）を実施しなければならない。
- (2) 作業車に、「不法占用物等除却作業中（社名入り）」の看板を設置すること。
- (3) 作業を実施する時期は、委託者が指定する期間内とする。
- (4) 作業班および作業単位は、下記のとおりとする。
  - ① 作業班は、1班あたり積載量2tダンプトラック1台（運転手1名を含む。）及び作業員2名で構成する。
  - ② 1日当りの作業時間は8時間を標準とし、作業単位は半日とする。なお、作業実施箇所までの移動時間を含むものとする。
- (5) 次の各号に掲げる広告物等は、作業の対象外であり、除却してはならない。
  - ① 国又は地方公共団体が表示し又は設置する広告物等。
  - ② 公職選挙法による選挙運動のため使用するポスター、立札等及びこれらを掲出する物件。
  - ③ 冠婚葬祭、祭礼、その他の行事のため止むを得ず一時的に表示し、または設置する広告物等。
  - ④ 公益団体等が表示する物件又は営利を目的としない公益性の高い物件。
- (6) 除却した不法占用物等、樹木等及び違反広告物等は、委託者が指定する環境室明石クリーンセンター内の保管場所又はその他の委託者が指定する場所に運搬し、委託者が指定する日にこれらを処分するものとし、処分手数料は、受託者が負担するものとする。
- (7) 受託者は、作業が完了したときは、その都度、遅滞なく「不法占用物等業務完了報告書」を委託者に提出しなければならない。

#### 4．現場責任者

受託者は、作業現場における作業の管理をつかさどる現場責任者を定め、この契約の履行に関し作業現場に常駐し、その管理および取り締まりを行うほか、委託者の指示に従い業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

#### 5．留意事項

- (1) 作業に従事する者は、作業中に市民等から質問等を受けたときは、丁寧な対応を行うとともに、遅滞なく、委託者に報告相談し、その指示を受けること。
- (2) 作業に従事する者は、安全管理に特に留意しながら、正確かつ迅速に業務を実施すること。